

## 第3回 福島県建設業審議会 議事録

日 時：平成28年6月17日（金）  
 午前10時～12時05分  
 場 所：杉妻会館 3階 百合

### 1 出席者【15名中14名出席】

○学識経験を有する者（7名中6名出席）

No.	所 属	役職名	氏 名	備 考
1	福島工業高等専門学校	副校長	芥川 一則	会長代理
2	福島県弁護士会	弁護士	菅野 浩司	
3	福島学院大学	学長	小松 由美	
4	東日本建設業保証(株)福島支店	支店長	高橋 秀明	
5	日本大学工学部	教授	中村 晋	会長
6	福島大学うつくしまふくしま未来支援センター	客員教授	藤本 典嗣	
7	福島県社会保険労務士会	副会長	渡部 弘志	【欠席】

○建設工事の需要者（4名中4名出席）

No.	所 属	役職名	氏 名	備 考
1	福島県消費者団体連絡協議会	理事	菊地 ミドリ	
2	(一財)福島県婦人団体連合会	会長	小林 清美	
3	昭和村	村長	馬場 孝允	
4	福島県商工会議所連合会	理事	和合 アヤ子	

○建設業者（4名中4名出席）

No.	所 属	役職名	氏 名	備 考
1	(一社)福島県建設産業団体連合会	会長	小野 利廣	
2	福島県総合設備協会	会長	坂本 幹夫	
3	福島県建設業協会青年部	会長	野地 武之	
4	横山建設工業(株)	代表取締役	横山 眞由美	

### 2 議事録（敬称略）

発 言 者	発 言 内 容
鈴木主幹	<p><b>1 開 会</b></p> <p>本日は、御多忙のところ、御出席いただきありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます、土木部建設産業室の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>ただいまから、第3回福島県建設業審議会を開会します。</p> <p>まず、本日の委員の出欠について御報告いたします。</p> <p>本日は委員15名のうち、14名の皆様に御出席頂いており、本審</p>

議会は有効で、成立しております。  
最初に、配付資料の確認をお願いします。

- ・第3回福島県建設業審議会 会議次第
- ・福島県建設業審議会委員名簿、出席者名簿
- ・第3回福島県建設業審議会配置図
- ・今後の県内建設業のあり方について、パワーポイントの資料  
参考資料として
- ・第3回福島県建設業審議会「今後の建設業のあり方」についての  
A3版の資料
- ・中村会長、小野委員から提供いただいた資料を  
お配りしております。

不足はございませんでしょうか。  
それでは議事に移ります。

福島県建設業審議会条例第6条第2項の規定により、会議の議長は  
会長が務めることとなっております。  
中村会長、よろしく願いいたします。

中村会長

## 2 議 事

ただいま御紹介いただきました中村でございます。会長として議事  
進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

福島県も梅雨入りして、少し涼しい日が続いていましたけど、本日は  
中休みでチョット蒸し暑いので、クールダウンしてクールな議論を  
していただければと思います。

第2回の審議会では、御多用の中、御出席いただくとともに、活発  
な御意見、御議論いただきありがとうございました。

本日は、第3回審議会に御多用の中、御出席いただきありがとうございます。  
前回同様、活発な御意見、御議論いただきますようよろしく  
お願いいたします。

それでは、早々、議事を進めさせていきたいと思えます。

まず、本日の議事録署名人を選出します。

特に選出方法について御提案がなければ、議長の指名により選出す  
ることとしてよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

異議がないと認め、そのようにいたします。

それでは、高橋委員、坂本委員にお願いしたいと思えますがいかが  
でしょうか。

〔異議なし〕

それでは、よろしくお願いいたします。

### (1) 「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」について

中村会長

それでは、議事の1でございます「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」についてでございますけれども、第2回の審議会では、諮問事項の1番目の「建設産業の技術力・経営力の強化」、2番目の「建設産業の担い手の育成・確保」について、現在の取組みに関する御意見、取組むべき事項に関する御意見をいただきました。本日は、3番目の諮問事項「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」に関する二つの課題である、「地域における建設業の維持」、「維持管理分野への対応」について、事務局より報告いただきたいと思いますので、まず事務局お願いいたします。

木村室長

建設産業室長の木村でございます。私のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、前回の振り返りでございますが、審議事項の1番、2番、「建設産業の技術力・経営力の強化」と「建設産業の担い手の育成・確保」について御審議いただきました。今回3回目では、「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」、それと「行政の取り組むべき施策」、これは前回検討いただきました1番目と2番目の項目について、御議論いただくことを考えております。

[資料4頁]

前回のまとめでございますが、意見の要旨といたしまして「建設産業の技術力・経営力の強化」については、「技術力の強化」と「経営力の強化」に分けて御議論いただき、「技術力の強化」については「発注者の技術力向上」「受注者の技術力向上」「技術の継承・革新」が必要であるという御意見でございました。また、「経営力の強化」につきましましては、「事業量の確保」「情報のわかりやすい公開」「運転資金の確保」「経営改善」「生産性の向上」が必要であるとの御意見をいただきました。

審議事項2「建設産業の担い手の育成・確保」については、「入職者の増加・離職者の減少」を図るために、「建設産業への関心の向上」「建設業への入職意欲の向上」「建設業の魅力発信」「処遇改善」が必要との御意見をいただきました。

詳細は、後ほど、「行政の取り組むべき施策」について御審議いただく際に、改めて御説明したいと考えております。

[資料5頁]

続きまして、諮問事項3の「社会資本の適切な維持管理への対応」について御説明します。

課題は、「地域における建設業の維持」、「維持管理分野への対応」です。

[資料6頁]

地域における建設業につきましましては、地域の受け皿である建設業者が減少しており、豪雨、豪雪や地震など近年増大する災害への対応が求められ、施設の老朽化が進み維持管理の必要性が今後ますます増え

	<p>ると考えられます。</p> <p>このため、地域に密着する建設業が必要であり、課題として「地域における建設業の維持」「維持管理分野への対応」があげられます。</p> <p>このため、社会資本の適切な維持管理への対応が必要となります。</p>
[資料 7 頁]	<p>まず、全国の建設業許可業者数は、ピーク時である平成 11 年度末の 58 万社から、平成 26 年度末には 45 万社となり 21.8%減少しております。</p>
[資料 8 頁]	<p>福島県におきましても、全国と同様、減少傾向であり、平成 12 年度のピーク時に対して平成 27 年度には 19.7%減少しております。</p>
[資料 9 頁]	<p>また、福島県の建設企業を従業員数別に見ますと、10 人未満の事業所が全体の 8 割を占めており、</p>
[資料 10 頁]	<p>平成 8 年と平成 26 年で比較すると 10 人以上の事業所の割合が少なくなっており、建設企業の縮小が進んでおります。</p>
[資料 11 頁]	<p>県内の建設企業数を地域別に見ますと、中通りの企業数が多く、浜通り、会津は少ないことがわかります。前回、お示ししましたが、方部ごとに業種の比率というものは、それほど差がないということがわかっております。</p>
[資料 12 頁]	<p>さらに、県内の産業別就業者数における建設業の割合は、平成 7 年の 12.1%がピークであり、平成 22 年には 9%と減少しています。先ほどの建設企業の縮小化とともに、地域の維持管理を担う建設業の縮小が分かります。</p>
[資料 13 頁]	<p>次に、建設投資の推移を見ますと、土木・建築ともに新設工事は減少基調ではありますが、維持修繕工事は同程度の予算が維持されており、建設投資に占める割合は 30%程度増加となっております。</p>
[資料 14 頁]	<p>次に、福島県の管理する公共施設について御説明いたします。</p> <p>まず、道路関係ですが、路線数は 381 路線、延長は 5,653.3 km と全国で 3 位の長さとなっております。また、トンネルや橋梁数も全国の上位の数でございます。</p>
[資料 15 頁]	<p>次に、河川、海岸ですが、河川延長についても全国 4 位となっており、非常に長い延長を管理してございます。</p>
[資料 16 頁]	<p>砂防指定地等についても、御覧のとおり数多く管理してございます。</p>
[資料 17 頁]	<p>また、港湾は 7 港、漁港も 10 港管理してございます。</p>
[資料 18 頁]	<p>ダム、公園、下水道、空港、建築は県営住宅でございますが、このように県管理施設だけでもこれだけ数多くの施設を管理しているということで、福島県は他の都道府県に比べて県土も広く公共施設管理に対する負担が非常に大きいことがわかります。</p>
[資料 19 頁]	<p>また、施設の老朽化についてでございますが、橋梁は平成 23 年 3 月時点で、県内の橋梁 4,501 橋のうち建設後 50 年以上経過した橋梁は 662 橋で全体の 15%を占めておりますが、20 年後には約 2,981 橋、全体の 66%が 50 年を経過した老朽化した橋になっ</p>

[資料 2 0 頁]	<p>てしまうということでございます。</p>
[資料 2 0 頁]	<p>また、砂防施設でございますが、主には砂防ダムという土砂災害から下流を守る施設でございます。こちらにつきましても、平成 22 年 3 月時点で県内の 1, 470 箇所のうち、建設後 50 年以上経過した施設は 242 か所で全体の 16% でございますが、20 年後には 833 か所と全体の 57% までに達するというところで老朽化が進んでくるということでございます。今後は、計画的な維持管理が必要になってまいります。</p>
[資料 2 1 頁]	<p>次に、維持管理の長期的な計画でございますが、国が策定しております「インフラ長寿命化基本計画」というのがございまして、その地方版として県が「公共施設等総合管理計画」というものを平成 28 年度中に策定することとしております。</p> <p>この計画は、県が保有するすべての公共施設について、今後予想される利用需要の変化を踏まえ、長期的な視点のもとに、更新・統廃合・長寿命化を図るための公共施設の管理に関する基本的な方針を定めるものです。</p> <p>策定後は、この計画に基づいて維持管理を進めていくこととなります。</p>
[資料 2 2 頁]	<p>次に、災害発生時に緊急的な対応を迅速に行えるよう、業界団体など 26 団体と 47 件の災害時応援協定を締結しております。例として、福島県建設業協会、プレハブ建築協会、福島県造園建設業協会との協定についてお示しをしております。</p>
[資料 2 3 頁]	<p>こうした協定に基づきまして、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨の際には、南会津地域を始め県内の広範囲の地域で河川の氾濫や土砂災害などが発生しており、協定に基づいた要請を受けた建設業界では、延べ 2, 288 人の人員と、延べ 1, 022 台の重機を出動していただきまして、通行止めとなった道路等の早期復旧に当たっていただいております。</p>
[資料 2 4 頁]	<p>昼夜を問わず作業していただきまして、県北方部の国道 115 号では通行止めから 7 日間、南会津方部の国道 401 号、352 号では通行止めから 3 日間と、非常に短期間で通行が可能な状況に応急復旧することができております。</p>
[資料 2 5 頁]	<p>次に、維持管理委託の取組みでございますが、まず、従来の形でございますが、壊れたガードレールを取り替えるなどの道路維持補修業務、冬期の除雪業務、それから道路に穴が開いた場合にそれを埋めるなどの舗装補修業務、河川内で流れの支障となるような木の伐採や護岸の補修などの河川維持管理業務、それと砂防の観点から管理している川につきましては、砂防施設維持管理委託という名前になりますが、そういった個別の各業務をそれぞれ、半年ごとに委託先を決定して維持をしていただいていたというところですが、これを奥会津モデルと</p>

いう奥会津地域での「中山間地域道路等維持補修業務委託のモデル事業」ということで、様々な業務を包括的に、1年もしくは2年の契約という形で委託をさせていただくことにいたしました。これにより、年間を通じて安定した業務受託が見込まれ、また、維持管理もスムーズに行えるということでございます。県としては、今後もこのような形を広めていきたいと考えております。

[資料26頁]

また、他の都道府県での事例として、地域維持型JV（共同企業体）を紹介します。福島県の奥会津モデルでは、委託の相手先は協同組合ですが、今回御紹介する他県の実例では複数の企業が集まって共同企業体、JVが相手方となります。この場合、他県で実施している例を見ますと、JVを構成する企業数が地域の10社程度を対象としておるということで、これを福島県で採用するには、現在の県の規程が、JVの企業数の上限を原則3社としていますので、このような発注をするためには制度の変更が必要になってくるということがございます。

[資料27頁]

次に、維持管理業務の効率化の一例として、ICT技術の活用について御紹介します。ICTとは、情報・通信に関する技術の総称でありまして、国の事業で試行されている例ですが、道路の盛土工事などの土工事を実施する際に、ドローン等を使用した3次元測量を実施、そのデータをもとに設計、施工計画を作成し、自動制御や遠隔操作などのできるICT施工機械を使用して施工を行い、検査についても省力化できるような形で行われております。熊本地震で土砂で埋まった道路の復旧に無人化施工の重機が投入される映像で御覧になった方もいらっしゃると思います。これにより施工の効率化、人員の縮減等が図れ、資料の真ん中の施工の③とありますが、重機の日当たり施工量が約1.5倍、作業員が通常の3分の1ですよということが示されておりまして、省力化が図られてくるものと期待しております。

本格導入には国の実施状況を見定める必要がありますが、今後、こうしたICT機械のコストの低減や国規模の大きなものではなくて県規模の工場の現場ごとの条件への適応が図られれば、そうした工事への適用も将来的には可能となっていくものと考えております。

「社会資本の適切な維持管理への対応」についての説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

中村会長

どうもありがとうございました。ただ今、事務局より本日の諮問事項に関する二つの課題について、福島県や国又はその他地域における取組みについて報告いただきました。本日は、諮問事項に関する二つの課題について議論を進めさせていただくわけですが、まず最初に「地域における建設業の維持」についての議論をさせていただきたいと思っております。

事務局からの説明資料には、建設産業の減少が平成26年以降止まっているというか、少し下げ止まりしているような傾向は見えませんが、平成12年に比べますと20%弱減っていると、さらに、10人以上の規模の事業所の割合が減っていることなどが示されました。現在、それから将来の建設業を担う分野に必要な技術開発への投資、それ以外の分野への新規参入を促す工夫、企業の体力規模や一定規模の受注を確保するための企業間の合併や連携の推進などの取組みが必要ではないかと思われます。さらに、発注者支援としてのCMや民活事業であるPPPに係るノウハウの強化、地域の特性を踏まえた発注方法の工夫ですとか、官民連携に必要な基盤の整備が必要ではないかと思われます。

資料のA3判の第3回福島県建設業審議会「今後の建設業のあり方」の中で、諮問事項の3に係る資料とただ今説明いただいたパワーポイントの資料をお手元にしながら、議論をしていただければと思います。

まず、最初の課題であります技術開発への投資について、皆様からの御意見をいただきたいと思われます。毎日で恐縮なんですけれども小野委員のほうから口火を切っていただければと思われますが、よろしくお願いいたします。

小野委員

技術開発への投資ということございますけれども、前にもお話ししてますように、会社に余力があるときに投資という形になりますので、企業が健全で収益があがってないといけないということがあります。そういう中で個人企業でできないものについては、団体として委員会を設けて技術を勉強していくという形を採ってありまして、そういうものに対して協力していただけるといふ体制は必要であろうと思われます。技術開発については、とりあえずそんなところだす。

中村会長

今、小野委員から健全経営に関わる事項について御説明いただきましたが、今後取り組むべき事項について小野委員からいただいている事項については、入札制度の見直し、インセンティブを持たせるような入札制度とか、改正品確法の順守、実態に合った適正価格、諸経費の引き上げというのが具体的にこうしたことによつて健全経営に繋がることのできるのではないかと御指摘があります。こういう観点で見ますと法的な側面もあろうかと思われますので、法的な側面から菅野委員、これに関して御意見ございませんでしょうか。

菅野委員

勉強不足でお答えできることはいませんで。

中村会長

それでは、保証という立場から高橋委員何か御意見ございませんでしょうか。

高橋委員

小野委員から御説明ありましたように投資を可能とするには収益を確保することが必要となりますので、建設企業が適正利益を確保する、その上でこの投資を行うということが、現にあるだろうと思います。

中村会長

制度的な面で健全な経営をするためには、ある程度の収益を、適切な収益を得ていかなければならないと思いますが、今、小野委員がコメントされている入札制度、こういった制度的な側面といった観点ではいかがでしょうか。

小野委員

入札制度ということになりますと、過去の経緯というものがあり、各県で考え方が違ってきているというのが現状だと思います。業行政としてですね、建設産業の育成という部分を意識されていると思っておりますので、入札制度について、一概にこうだとは中々ありえない部分があると思うんですけど、育成という面からお考えいただければと思っております。

中村会長

ありがとうございます。育成という面から制度的側面でも見直していくことだと思います。

それでは、いくつかの項目がございますので、それを議論させていただいて、それで改めて御意見いただければと思います。

次に、新規参入方法の工夫も大きな課題であろうと思いますが、小野委員から御意見をいただいているので、意見を御紹介いただければと思います。よろしく申し上げます。

小野委員

書いてあるとおりでして、類似工事での実績や経験というものをどういうふうに評価するか、ということだろうと思います。例えば、トンネル工事の維持工事とかになりますと何年に1回かという形になりますので、そういうのがどう評価されるのか、20年経っても評価されているのか、企業の力としてやったこういうものの評価が見直しされれば、新規参入に繋がっていく。技術者が持っている技術・経験を評価されることが必要だと思います。

中村会長

ありがとうございます。それでは、業種が異なる立場から坂本委員、御意見ございますでしょうか。

坂本委員

入札制度に関わることとなりますが、業界では一般競争入札が通常で震災復興が指名制にならないというのは承知している。ただ、一般競争入札で誰でもいいよというようなやり方になりますと、値段だけなんですね。5年経って仕事が激減してくると業者としては、安値で



実施します。必ず下がってきます。最低制限価格がはっきりとはわかりませんが、90いくつですか、これで受注者がいるからどんどん下げてしまえと、税金の無駄遣いがなくなるという考えになっていくんですね。それで、82、3の最低制限価格になると業者がいくら頑張っても利益は出ません。そうすると間違いなく建設業の縮小に繋がっていきます。発注者が適正に積算して発注しているのに最低制限価格を決めたならば、やる人がいるから安い方がいいよということでやっていると品質も確保されませんので、高く維持していただければと思います。今は、こうしたことは起こってませんけれど、震災前はそういった話がいっぱいありました。

中村会長

ありがとうございました。今の御意見ですけれども、3番目の諮問事項の「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」の前半の地域における建設業の維持の課題について議論していますけれども、次の維持管理分野への対応とかなり関連していることが多いので、今の御指摘は、維持管理分野への対応に書かれている適切な歩掛・単価の設定などを含めて、それから予定価格の問題も含めて関係してくる問題であったり、地域に特化した発注方法の工夫とか、いろんなどころに入札の仕方を工夫しなければいけませんねという御指摘だと思うんですけれども、具体的な形で施策として反映できればいいのかというところで、御議論させていただければと思います。

それではですね、ただ今小野委員のほうから新規参入方法の工夫としては、類似工事の実績を評価する仕組みが必要ではないかとの御指摘でございました。

他に何か御意見ございませんか。

芥川委員

21頁にある資料なんですけれども、いわきのほうのある建設業の方にお聞きしたところで、営業されている方から受注計画が立てられないんだということをよく言われます。つまり受注計画ができるということは、収入がいくらあるかという将来計画があります。その時に重要になってくるのが、行政が出してます平成28年度に「福島県版公共施設等総合管理計画」というのを策定されるんです。それが出てくると、何年にどこを直す、何年に何をするというのが出てくれば、企業の方々がそれを目的に、例えば技術革新という形で投資が可能になるんですよ。で、こちらにいただいた資料を見ますと、27頁を御覧下さい、ICT技術の活用ということであがっています。たぶんこちらのほうに進んでいくと思うんです。そうすると何が起こってくるかという、27頁の施工のところを御覧下さい。重機の日当たりの施工量が1.5倍で、作業員数が3分の1になる。これはどうということかといいますと、人間がやる作業はどんどん減っているわけ

です。そうなってくると企業は小さくなっていくのは当然なんです、求められるのは技術の高度化なんです。高度化に対する投資を考えると、無闇矢鱈に投資するわけにはいかない、発注計画を見て、それに合わせて受注計画を立て、それに合わせた投資計画ということが企業の方が考えられるので、ここの情報提供が非常に重要ではないかと思いました。以上でございます。

中村会長

ありがとうございます。芥川先生御指摘のことですが、お手元の資料の中にも維持管理分野への対応ということで、維持管理の長期計画の公表というのがあるんですけども、維持管理だけではなく、その他新規の部分についても様々な事業についての将来ビジョンというのが、福島県は公表してましますけれども、特に維持管理について、先ほども御説明にありましたように、今後、維持管理の、今現在の発注している工事量全体としては同じように推移していると、もう少し増えるかも知れないとの御指摘がありました、そういった中で将来見通しを示していくのも、技術開発への投資とか、企業の健全経営、経営改善のために重要なことだという御指摘だと思います。その通りだと思います。

1番目の課題と2番目の課題は非常に関連することなので、1番目の課題を順番に議論させていただいておりますが、関連する事項については御指摘いただければと思います。

次の合併や企業間の連携の推進について、御意見をいただいておりますので、高橋委員、御説明をいただければと思います。

高橋委員  
(0:34:44)

こちらに書かせていただいた建設企業が合併とか協同組合を設立する場合の経費の一部補助ということ、これは実際に自治体で行われている事例でございます、こういった上限を決めてですね、税理士や司法書士に支払われる費用とかに対して補助金を交付しているというのが実際に行われておりますので、こういった制度があればいいのではないかとということで記載させていただきました。

中村会長

ありがとうございます。これは、小野委員が書かれている合併のインセンティブ付与ということにも繋がっていくと思いますが、小野委員からの御意見いただいておりますので、小野委員お願いします。

小野委員

今、高橋委員からお話ありましたような形が必要だと思います。私も合併というと経験しております、当時、同じような形をとった企業があったわけですが、残念ながらいろいろあって残っているのが少ないという状況でございます。合併しまして、3年くらいの助成措置というのがございましたけれども、合併は3年くらいではすまないなど

という感じがしました。5年とか10年とかいうスパンでないと中々うまくいかないなという感じがしました。そういうものを助成していく手段というのはいろいろ考えられると思いますが、我々自身が考え提案していくことが、これから必要であると思います。

中村会長

ありがとうございます。もう少しお伺いしたいんですが、小野委員が御指摘されてるものはですね、具体的な例として、災害協定など企業間連携に対するインセンティブ付与と、御意見としてあったんですけども、先ほど事務局からの説明でも、福島県は各団体や企業と災害協定を結んでいるとありました。それを踏まえすと、この御指摘は県と災害協定を結んでいる団体に対して優先的に災害復旧事業を振り分けるという形にするという御理解でよろしいでしょうか。

小野委員

初回の時にお話ししたかと思いますが、企業の規模がどんどん小さくなってきて1社だけで対応できなくなりますので、最後は何社かでまとまってやっていく。団体と災害協定をした形なんでしょうけど、それを受けた企業として協定を結びながらやっていくという形も企業の連携という中で大きく地域貢献しているので、そういう面も考慮して反映して欲しい。

中村会長

それは、災害協定を受けている団体の中でいくつかの企業が、合併とか連携、JVを組んでいるものに対してインセンティブを付与してはどうかという御意見でしょうか。

ありがとうございます。

次に、CMやPPPに係るノウハウの強化という課題でございますが、これは今までと違った観点のもので公共事業の支援業務であったり、民活事業といった分野になりますが、これらの取組みについて、御意見いただいている小野委員から御説明をお願いします。

小野委員

これにつきましても、前にどこかの町で、九州とかの施設で研修をやった記憶がございます。その後、福島県の状況が変わってしまった。考え方としては、研修会を開いたりして、検討したと思いますが、もう一回考え直していくということがこれからは必要になってくると思います。

中村会長

ありがとうございます。こうしたCMなどは国も積極的に導入しているようですが、これについて、芥川委員どうでしょうか。

芥川委員

(0:41:22)

先ほども申し上げましたけれども、企業が小規模化していくということで、大きな仕事ができなくなってくると、連合、合同で仕事をす

るJVという役割になってくると思うので、それに対して支援していく必要が出てくると思います。もう一つのCMということで、監理まで一環で受注するという形ですので、資料でいただきました奥会津モデルでしょうか、25頁だったかと思うんですけど、昔に聞いたときに地域全部の企業が参加していると、私の記憶が間違っていたら勘弁して下さい。小さな企業も一緒になってできますので、地域全体で仕事が受注できるような仕組み作りというのが、これから重要になってくると思います。大きな町や地域はいいと思うんですけども、人口減少が進んでいるような地域では、こういった形で建設業の方が全体でまとまって、地域の災害に対応していくという仕組み作りは非常に重要になっていくのではないかと思います。

中村会長

ありがとうございます。これについては、地域を預かる立場から馬場委員いかがでしょうか。

馬場委員

これは、奥会津地域の活性化ということでやっています。全部の企業が一緒になってやっているのか、まだ、理解できないんですが、除雪をやったり、いろいろやっています。資料に書かれているように2回に分けて契約してる計画になっているようです。効率化だけ考えれば一番いいのではないかなと私は考えているんですが、これを役場のほうに来てPRしているんですが、これから人数も少なくなる傾向がありますから考えていかななくてはならないと今のところ考えています。

中村会長

ありがとうございます。地域の自己検証も含めてですけど、CMについても今後の方向としては、制度の活用が必要になるので、考えていく必要があるとの御指摘だったかと思います。

次に、今の課題にも関係するんですけども、地域に特化した発注方法の工夫ということで、御議論していきたいと思います。これは、今までの議論を凝縮したものになりますけれども、御議論していただければと思います。先ほど、合併とか、企業間連携の推進を含めて、御指摘いただきましたが、野地委員から御意見いただいていますので、お願いします。

野地委員

先ほど坂本委員からお話ありました、最低制限価格とかとほぼ同じ意見を私のほうで書かせていただいております。基本的に適正な価格で積算され、予定価格が100%であって適正で、そこから最低制限価格が90%くらいで設定されている。適正な価格から数パーセント割り引いているわけですから、その時点で適正ではなくなっているんですよ。しかしながら、我々は入札で競争になれば、最終的には金額ということになる。仕事を取るためには、それでも入札で札を入れ

なければいけないことになる。我々は競争していく以上止められないものであるならば、行政サイドで最低制限価格を上げていただかないと、我々は最低制限価格まで、競争してしまう。そういう意味では、そこを上げていただくしかないのかなと思っています。

中村会長

ありがとうございます。横山委員いかがでしょうか。

横山委員

一般競争入札にだんだんなってくるかと思うんですけども、その時に、実績の評価ということで、地元の地域の建設業の評価を長い目で見ていただいて、発注者で検討いただいて入札していただければ、地域の建設業の維持も変わってくると思うんで、考えていただければと思います。

中村会長

ありがとうございます。先ほど、小野委員から御指摘があったように受注要件として、実績として、これまでのいろんな経験を評価して下さいということだと思います。併せて、小野委員から資料をいただいていますので、それを含めて御意見いただければと思います。

小野委員

参考資料の1を御覧になっていただきたいと思います。危機管理産業として建設業を捉えた場合の考え方でございます。地域の危機管理産業として、除雪とか災害対応等、こういったものは、行政がやろうとしている公務の執行の代理としてやっているような内容であります。こういうものが一番地域の安全・安心に繋がるもので、こういうものは、地域の実情に合わせた、地域の建設業を維持できるような制度として作っていく必要があるのではないかと考えております。こういうものがないと、地域の建設業がなくなっていくと、前に示されましたように、会津地域、面積からすると結構な面積になりますが、そこに少しの企業だけになってきてしまっている。そういうことから考えると、ある程度、管理という形で考えれば、それぞれの地域に残っていないとまずい、ということがある。手法として、どういった形が必要なのかなど。新潟県あたりは、地域保全型工事という形で地域の発注という形をやっておりますので、入札制度においても、そういうものを入れていくことが、危機管理という面では必要ではないかと思えます。

中村会長

ありがとうございます。今の御提案は、地域の維持管理、新潟県の事例を例示されて、地域密着工事の必要性の観点で、地域企業維持管理型事業というのを創設しているという御提案でございました。それと併せて、他のこととも関連するんですけども、私の資料、参考資料2を御覧いただければと思います。維持管理の技術力と企業力のア

ップのための発注体制ということなんですけれども、従来の維持管理型工事の場合、この右の図に書かせていただいていますように、調査の部分とですね、それから、補修する工事の部分というのが、別になっている。それを調査設計、補修補強工事を一体で発注する形態、パッケージ型というのをどうでしょうかということなんですけれども、今、これは一つの例でプレストレスト・コンクリート建設業協会の方が提案されている例なんですけれども、これを他県や国とかが積極的に導入しようということなんですけれども、特に橋梁とかの維持管理などについては、当初の計画で工事を見積もってしまうと実際調査したら実は、老朽化、劣化が進んでいてももう少しいろんな工事が必要になって価格がアップするようなことがあります。当初設計したものよりも価格が上がるという課題があるということで、その調査の部分と補修・補強の部分を一体化して、第三者の機関が入って、価格がアップする根拠について判断するという。それから、橋梁の劣化について、構造物の劣化について、第三者機関がチェックするということが前提になるんですけれども、調査・詳細設計と補修・補強を一体で発注しましょうということ、コンサルタント業というのは建設業には入らないですが、分離するのではなくて建設業のほうでも調査のことを広げていくのは、建設業審議会の審議事項の範囲ですよとということであつたと思います。そういった意味で少し技術の範囲を広げるということを含めてですね、こういった発注の仕方というものもありうるのかなということ提案させていただきました。建設業の皆様が、調査も含めて、ある程度やれる体制作りをすることによって、トータルでいえばコストを削減にも繋がることではないかと、それから、最適な維持管理の仕組みができるのではないかなということ、提案させていただいたわけです。維持管理するという意味では、技術者を育てていくことも必要になってきますので、次の維持管理に関する知識の蓄積にも関係してくるのかと思います。こういった地域の特性に考慮した発注方式の工夫が必要ではないのかということ、提案させていただきました。こういった発注方式の工夫といったものが、今、非常に重要でありまして、先ほど言った、受注価格の問題とか、入札に際しての実績の評価をどうするか、といった問題も含めて、発注方式というものも根本的に見直していくことが必要ということが提案されたかと思えます。

地域における建設業の維持の部分の最後でございますが、官民連携プラットフォームの設置でございます。これについて、多様な発注方式の中にも、産学連携が必要になってくる、第三者機関として必要になってくると思えますけれども、これの用途というのは、非常に多いのではないかと思います。これについては、これまでの経験がおありの藤本先生御意見いただけないでしょうか。

藤本委員

こちらに書かれております官民連携プラットフォームは、具体的にはCMやPPPなどがございますけれども、そういった方法に加えまして、連絡協議会的なものを設けて、常に行政と業界、従来、密接な関係であった阿吽の呼吸でやってきたことがあったと思うんです。

それから、その前のことも関わるんですけども、地域要件といったことをどう考えるかということなんですけれども、福島県は三つの県が一つになっているようなものなので、浜通り、中通り、会津となっている。いわきの温暖なところ、それからやや寒冷地の中通り、有数の寒冷地であります会津を一緒にすること自体がいいのか。会津の中でも若松と奥会津とか、地域分けするならばきめ細やかに行政と業界が連絡とることが最適かと思えます。

中村会長

ありがとうございます。非常に重要な御指摘かと思えます。気象条件が異なる地域で構成されていて、それぞれ全く異なっている。構造物の劣化状況についても、維持管理という観点からもだいぶ状況が違っている。先ほど提案の地域密着型工事という視点からも地域要件というのはきめ細かく考えていくことが重要ではないかなという御指摘でした。それから、日常的に、こういった課題等について意見交換できるような連絡協議会のようなものを作るといった御指摘がございました。

他に御意見等ございませんでしょうか。

芥川委員

この中で、考えていただきたいと思うことがございまして、建設産業は何のためあるかというのを考えると、社会資本の維持というのがあり、道路や橋を維持していくということがあると思います。これまでと違っているのは何かというと、劣化が始まっているということです。それで、維持管理が必要であると。事故があってからでは遅いんです。事故を未然に防ぐシステムが必要になってくると思います。これが、今までなかったところで、それをするために税金を投入することに意義があるということを理解して議論を進めていかなければならないと思います。そうすると、維持管理の技術の向上も、今後、税金の投入があつて市場ができるのであれば、建設会社の方が新技術ということで コンサルタント的な業務もやろうかということになりますから、我々がやろうとしている仕事は、社会資本維持のためであつて、建設産業のためではないということは確認しておく必要があると思います。その上に、建設業があつて、その建設業がそれを担っていくためには何が必要なのかという議論の上に立っているので確認する必要があるあつて、それがあれば、新たな税金の投入という小野委員が仰ったことを住民の方も政府も認めるんじゃないかなと思いました。

中村会長

ありがとうございます。非常に重要な御指摘で、官民の客観的な維持管理の趨勢を評価するという意味では、官民だけでなく学も入って、協議会のようなものをつくって、より公正に、透明に、適正に実施されるかどうかをチェックしながらやっていくことが、例えば先ほどのインセンティブのようなものや、発注方式の見直しの問題も含めて、トータルにそれは福島県のためにやっているんだということを、きちんと説明できるような基盤が必要であるという御指摘だと思います。維持管理分野への対応のところにも維持管理プラットフォームの設立があるわけですがけれども、基本的にこのプラットフォームの必要性、共通基盤の必要性というのは、名称をどうするかは別の問題として、必要性が強く感じられるところでございます。これについて、いかがでしょうか。

例えば、行政の立場から、馬場委員いかがですか。

馬場委員

新しい分野に進出するというのは、ある程度、研修とか、過程を経てからでないといけないのではないかとおもいます。確かに、小さな地域では、細かいところから一緒に建設業の代用として発注できる場合は、発注者から言わせれば楽なことになるし、大切なことかなと感じております。3年くらいの期間が必要ではないかと思えます。

中村会長

ありがとうございます。それでは、受益者の立場から和合委員いかがでしょうか。官学民ですね、プラットフォーム、協議会のようなものを作ってですね、いろんな受注方式とかあるかと思うんですけども、あるいは維持管理に関する計画であったり、実施についてのいろんなことを議論する場を、第三者機関的なものを作ることや役割について、いかがでしょうか。

和合委員

先ほど他の委員からあったようなことが、今後、早急に開発されることではないのかなと思ってます。というのは、少子化に向かい、若者や女性といい、いろんな意味で人材育成ということになっていくと思いますので、これから、いろんな産業も見直す時期ではないのかなと思っています。若い人たちも、建設だけにとらわれず、いろんな業種に興味を持てるような仕組み作りが大変必要なことだと思っています。今、一番、維持管理とかやっていく上では、公共施設というのは、本当に大切なことで、これだけいろんなものが発達していて、その時に大きい災害があったときに、(道路が)寸断されてしまえば、住民へのサービスもストップしてしまうということが現実にあるので、もっと先を見た上で安全対策とかやっていくためのノウハウ、あと、若い人たちに夢を持たせるような教育をして、次に共同で仕事ができる



いくことになっていったらいいのかと考えています。こういうことは、早急に、他の行政に惑わされず、福島県が新たな取組みをされるのを期待しております。

中村会長

ありがとうございます。こういった、産官学連携の協議会で、いろんな情報を発信して、若者の建設業への就業意欲、明日の福島県を支える方々が建設業に入職することに繋がっていくという御指摘だったと思います。次に、小林委員いかがでしょうか。

小林委員

いまの和合委員の意見ですけど、建設業界が、個人だけではなく、団体でまとまってやっていくというお話があったと思いますが、建設業界だけが頑張るのではなく、行政の後押しというのが一番大事ではないかと思います。行政のほうでもしっかりやってもらって、私達に中身をきちっと見せていただければ、私達一般住民も自分たちで選ぶということもできますし、応援というか、そういったこともきちんとしていけると思いますので、皆さんでいろんな考えをしながら、一般受益者のために、いい方向に繋がっていきますし、後継者養成ということが一番大事ではないかと思います。どこでも今、後継者がいなくて、いろんなところで問題になっていて、どうすればいいか、いい考えもなかなか出ず、若い人の扱いも大変手を焼いているところですが、こういうことも県の後押しがあれば、重みがあって、参加しやすくなったり、やりやすくなるので、そういうことも考えて欲しいと思います。

中村会長

ありがとうございます。今の御指摘は、第2回目の審議会で審議していただいた情報の発信ということがあったかと思いますが、情報の発信として県の果たす役割が非常に大きいという御指摘だったかと思います。いろんな地域の建設業を維持するため、維持管理分野に関する取組みをいろいろ行ったとしても、それが、発信されなければ、若い方が魅力あると感じてもらえないので、県からのいろんな情報の発信をきちんとしていく、どういうふうにしていくかというのは非常に重要な問題で、積極的にアピールしていくべきだと思います。

次の課題の維持管理分野への対応に移らせていただければと思います。お手元のA3の資料を見ていただいて、その中の一番上の施設更新に係る技術・ノウハウの強化、これと、維持管理に係る技術・ノウハウの蓄積を併せて御議論いただければと思います。これについても小野委員から御意見いただいていますので、御紹介いただければと思います。

小野委員

前回の議論にも関係するかと思うんですけども、官学連携が必要

ということだと思いますけれども、どうやって効率的に更新するのか、計画的にやっていくのが一番ですし、我々もそういったノウハウを団体として持つような形にしたいと思いますし、そういうのが一つのデータになっていくことによって、維持管理の技術力がついてくるのかと思います。先ほど話しにありましたPPPとか研修会の話がありましたけれども、こういったこともこの中から出てきそうな気がしますので、こういったことも含めて検討していく必要があると思います。

中村会長

ありがとうございます。資料に小野委員が書かれている内容については、維持管理に関わる問題としては、技術の問題であったり、維持管理した場所とか、維持管理に係る様々な情報になると思うんですけれども、そういったものを受注者側、管理者側の間で情報の共有が必要であるという提案であったわけですが、さらに、技術開発のデータベース、日々の新しい技術というのは更新されていきますので、そういったもののデータベース化が必要ではないかとの御指摘がございました。先ほど芥川委員からも御指摘があったように、ICTの有効な活用、それとICTについても、高度なものから、現実的なもの、いろんな多様な経営体があると思うんですけれども、新しい技術を活用するための研修の必要性、こういったものも非常に重要なことかと思えます。情報の共有とかデータベース化というのは、先ほどの協議会とも関係するのかなと思いますけれども、産学民の連携の中で、どう情報を共有していくか、建築分野であれば、個人情報が含まれてしまうと、社会資本、道路とか橋の分野であれば、共通な問題として情報共有ができるかと思えますけれども、様々なことがあるので、どのような形で、どの程度情報共有化していくかというのも重要な問題だと思います。これらについて、どういうふうに進めていくかというのは非常に重要ではないかと思うんですけれども、芥川委員、御意見ございませんでしょうか。

芥川委員

先ほどから会長が、産学官と仰っていただいているんですけれども、うちの学校ですと、いわきでは講習は高専でやりました。会場を高専で貸して企業の方が集まって来ていただいて講習をさせていただきました。また、先ほど言いましたICTの活用なんですけれども、例えば、会津のほうでしたら企業体ができているので、各企業が同じものを学ぶのではなく、違うものをそれぞれ学んでいって、覚えたことを教えていくとか、企業体で仕事を受けるわけですから、この分野だったらうちでやるからというように、分担が可能になってくると思います。技術の進歩が早いので、それに追いついていくのは、なかなか大変だと思いますので、全員でやるのではなく企業別でやっていく形が必要ではないかと思いました。

中村会長

ありがとうございました。そういった意味で、情報を共有することによって、分担ができるようになると思います。産官学の連携、情報共有ができる中で分担していくことが必要かと思います。情報の共有とか、技術に係るデータベースの構築ということも含めて、さらに、事業の分担、工事も必要ではないかとの御指摘でありました。これとも関係するんですけれども、次の受注体制の強化、これも芥川委員の御指摘と関連するかと思うんですけれど、これについても、小野委員から御意見いただいていますので、いかがでしょうか。

小野委員

資料に書いてありますように、調査設計から施工までの最適化という形で建設生産システムを考えていきたいと思ひますし、共同受注という話もありましたけれども、ちょっと付け加えておきたいのは、宮下の協同組合ですけど、少し説明不足で県の仕事だけではないんです。村や町の仕事も同じような形でやれるから県道も町道も村道も区別なくできるという意味で効率化できているという形です。考え方としてこれから取り入れる必要があると思ひます。

中村会長

ありがとうございます。小野委員からの御指摘の中で、建設生産システムという言葉が使われましたけれども、調査設計からモノづくりにいたるプロセスの中で施工業者も調査部分から入っていける部分を確保する。様々な多様な形態を模索することによって、新たなパッケージとしての役割分担があるということです。仕事の流れの役割分担だけではなくて、対象としているものについての役割分担といったことも出てくるのではないかと思ひます。そういった多様な対応ができるような、地域ごとの特性は違ってくると思うんですけれど、最適化、地域ごとのパッケージ化の仕方があるのではないか。そういった意味で地域ごとの最適化が必要であり、かつ、そうすることによって仕事を効率的に実施することができるという御指摘だと思ひます。受注体制の強化というのは、先ほどの地域に特化した発注方法の部分とだいぶダブるんですけれども、総合的に見ていくことが必要ではないかと思ひます。

次に進めさせていただきます。地域維持管理プラットフォームの設立というのは、先ほどから議論しておりますが、皆さんが地域の中で使うのは、ここは国道だからといって使うわけではなく、国、県、市町村の維持管理のための連携が必要であるということだと思ひます。

次の維持管理の長期計画の公表ですけど、芥川委員からも御指摘がありましたけれども、御意見をいただいている小野委員いかがでしょうか。

小野委員	<p>これについては、芥川委員と一緒に意見でございます。長寿命化をどう考えていくかということやシミュレーションに基づき、予算に関わらず、こういった形でやっていくという計画が示されることが大切だと思います。</p>
中村会長	<p>先ほどもお話がありましたように、短中長期にこうした事業があるということを示すということは、企業の経営上も必要であるという御指摘は先ほどもありましたが、受益者側の観点でこうした情報の公開について、菊地委員いかがでしょうか。</p>
菊地委員	<p>こうした技術革新が進むと、人間の手作業がなくなってしまうのかと思います。寂しくなります。技術の革新とは別に、手作業でやる部分は残してもらいたいと思います。資料の中に劣化を点検する技術者が少ないとありますが、継続して必要な仕事だったら、そういう人の養成は必要だと思います。一刻も早く。できているのを点検するのが物理的に一番簡単だと思います。社会を見ていると、法整備はできているけど末端のほうでそれを運用できるかということ、お金がないとできない部分があります。だから、その分を助成して、小さい事業者を助けて欲しいと思います。</p>
中村会長	<p>ありがとうございます。補足しますと、目に見えているもの、例えばひび割れているものを見ることはできるんですけども、そのひび割れの後ろのコンクリートの中にどういったことが起きているのかということを見極める目というのが、経験とか、専門的な知識が必要になってきます。専門的な知識を含めて、研修などで勉強していただくことが必要で、県や高専であったり、大学であったり、専門機関がありますので、技術的な内容についてはいろいろなところで研修、指導しているのが実情でございます。そういったもののネットワークというか、体系的に実施していくことが必要だと思います。そういった意味で、先ほどの地域維持型プラットフォームというのは、福島県の中でも会津、中通り、浜通りと方部ごとに劣化の状態が異なっていますので、他地域は他地域として、福島県の中で学んでいくということがやっぱり必要であり、地域での研修を体系的に作っていくことが必要であるということだと思います。早くやれということは、全くその通りだと思います。そういったことも、情報を開示していくということ、わかりやすく説明していくということは大事なことだと思います。維持管理の長期計画の公表ということについて、小松委員御意見ございませんでしょうか。</p>
小松委員	<p>長期計画の公表については、先ほどの芥川委員、小野委員と同意見</p>



だきました。これをきっちりした金額で取れば適正な利益が出せる状況が整ってはいますが、如何せん、最低制限価格が存在するわけで、我々は適正な価格を下回る価格で入札しなければ仕事をとれない状況がある。労務単価等を上げていただいて、大体90%、市町村工事になると85%とかになる場合もあります。そんなことを言ってんじゃないと言われるかも知れませんが、我々は仮に利益が得られなくても、作業員や職員を遊ばせておくわけにはいかないのです、どうしても取らざるを得ない。それでも、もうけが出ればいいですが、とにかく仕事を繋いでいくためには取る必要がある状況になってしまうこともあるわけです。正直言うと、我々ではどうしようもない。競争が止められない以上は、申し訳ないですが行政の方々に力尽くでやらないような制度にして欲しいと思っています。

中村会長

具体的な対応として、単価の見直しについて、小野委員いかがでしょうか。

小野委員

今、野地委員から話があったとおりですけれど、もっと具体的な話をさせていただきたいと思うんですけれど、歩掛を見直していくのは大変だと思います。建設産業の状況もいろいろ変わってきています。先日、労働局から建設産業を代表して注意を受けたところです。熱中症対策ですが、去年、県南で3名の方が亡くなられたので、今年は十分注意して下さいとありました。その中で、休日をきちんと与えられるように考えてもらいたい。あるいは、危ない時間帯は避けて、朝早くとか夜とか熱中症になりにくい時間帯に仕事するように考えて下さいという話があったんです。これは、我々だけで決められるものではないんです。道路工事であれば、朝晩の道路混雑の時間を避けるわけですから、9時から4時までとかの公安委員会の時間制限があります。単価の面で言うと県の発注としますと、夜中にやれるように見直しがかげられるかという話になりますので、行政間の調整も、県と我々の調整もないわけです。あらゆる形での調整をしていかなければならないということがあると思います。

中村会長

ありがとうございます。適正な単価、契約の内容について、部署間の調整調整が必要ではないかとの御意見でございました。一つ受益者側の立場から、菊地委員いかがでしょうか。

菊地委員

入札制度の透明性、公正性と書いてありますが、皆さん仰るように競争で仕事を取るにしても、今までの事業者の実績というのは、毎年、仕事するたび累積されていくでしょうから、それを見ながらはつきりわかるように、今度はうちが仕事貰えるかなという、順番みたいなも

中村会長

のは透明性にはならないのかなと思ってますけど、そんなに安く仕事を取ったら、全部、無理がくるわけですから、そういうのはやめて、やっぱり行政のほうで、きちんとはっきりした価格、最低価格以下ではダメというふうに単純だけど決めていただけたらいいと思います。

単価の適正化が重要であるという御指摘であると思います。ありがとうございました。もう一つ新技術や新工法、ICTの活用については、これまで、様々、議論させていただきましたので、ここでまとめさせていただきます。

諮問事項の3番目、社会資本の適切な維持管理・更新への対応について、これまで議論された内容についてまとめさせていただければと思います。

地域における建設業の維持への対策と取組みとして、技術開発への投資、新規参入方式の工夫、CMやPPPに係るノウハウの強化、地域に特化した発注方法の工夫、官民連携プラットフォームの設置の6つの取組みについて議論してまいりました。

技術開発への投資に向けては、インセンティブが付与されるような入札制度の見直しですとか、実情に即した適正な単価、諸経費の引き上げなどによる収益体質の改善による投資を可能とする経営の健全化。

新規参入方法の工夫としては、参入要件の見直しで類似工種での企業又は技術者の実績の評価することといった御意見。

合併や企業間連携の推進としては、合併や連携の際の経費の一部に対する交付金の付与ですとか、災害協定など企業間連携に対するインセンティブ付与、共同受注に際しての運営に関する透明性の確保といった御意見をいただきました。

CMやPPPに係るノウハウの強化に関しては、準公的な意識のことでCMというのは行政の支援になるわけですので、発注者のアウトソーシングに対応するための十分な必要能力を習得するための研修など。産学官連携のことなども御意見いただきました。

地域に特化した発注方法の工夫については、地域企業が受注できるような発注方式である地域維持型事業の創設ですとか、産学官連携による第三者機関のチェックの下での設計から工事までのパッケージ契約方式の導入、さらに、地域要件と地域別発注量をバランスさせることについて議論していただきました。

官民連携プラットフォームの設置の取組みについては、企業のマネジメント能力・技術力の向上に向けて、官・民に学を加えた連携体による研修、限られた予算での維持管理や建設に関わる事業を最適化するための議論の場とか、体制作りが必要であることが議論されました。

中村会長

次に、維持管理分野への対応や施策につきましては、施設更新に係る技術・ノウハウの強化、維持管理に係る技術・ノウハウの蓄積、受注体制の強化、地域維持管理プラットフォームの設置、維持管理の長期計画の公表、適正な歩掛・単価の設定、新技術や新工法・ICTの活用の7つに関する取組みについて議論してまいりました。

施設更新に係る技術・ノウハウの強化については、効率的に施設を更新するための技術開発として、将来ICTを活用することなど。

維持管理に係る技術・ノウハウの蓄積としては、産官学による維持管理プラットフォームの設置、それを活用し維持管理に関わる様々な情報の共有とデータベース化の実施などがあげられました。

受注体制の強化としては、地域に応じた調査設計から施工の効率化と最適化に向けた設計施工者の役割分担の見直しがあげられました。

維持管理の長期計画の公表としては、維持管理に関する将来の見通しを明確化し、適正な事業を確保し公表すること。

適正な部掛・単価の設定については、地域の実情に即した単価の補正・設定及び諸経費の引き上げ。それから、落札率100%や最低制限価格の再設定など。

新技術や新工法・ICTの活用については、新技術や新工法を評価する入札制度の検討やさらにICTの活用に向けて、その活用状況の動向調査を実施することなどが議論されました。

以上がこれまで議論されましたことに取りまとめでございますが、これについて、追加するべき事項がございますでしょうか。

とりあえず、これを本日のまとめとさせていただきます。どうもありがとうございました。

中村会長

## (2) 「行政の取り組むべき施策」について

それでは次の第2回目の審議会で議論した内容について、行政の取り組むべき施策について議論していくわけですが、前回の議論についての取りまとめを事務局から説明願います。

木村室長

それでは、御説明いたします。

諮問事項の4番目「行政の取り組むべき施策」についてでございますが、前回、二つの事項について御審議いただいております。

[資料29頁]

まず、「建設産業の技術力・経営力の強化」についてのうち、「発注者の技術力の強化」については、発注者のスキルアップを行うための事務処理を簡素化とありますが、事務処理を簡素化して、もっと現場に行ってスキルを磨くとか本来やるべきことに重点をおくべきだということで御意見をいただいております。

「受注者の技術力向上」につきましては、新技術の習得や資格取得、産学官連携による研修などの取組みが必要であるとの御意見をいただ



きました。

また、「技術の伝承・継承」についても、産学官の連携が必要との御意見をいただいております。

[資料 3 0 頁]

次に、「経営力の強化」についてですが、「事業量の確保」として、必要な事業が実施され、地域に根ざした建設産業を存続し、地域資源を利活用、地域創生にも資するようにならないといけないという御意見をいただいております。維持管理などの発注についても、これからの公共事業の取組みについて計画を示すべきであるとの御意見をいただいております。

次に「情報のわかりやすい公開」についてですが、インターネットやスマートフォンなどの SNS のさらなる活用に加えて、そういった媒体を利用できない人に対して、紙媒体の県の広報誌などの活用も図るべきであるとの御意見をいただきました。

さらに、「運転資金の確保」につきましても、中間前払金制度や融資制度の活用を促進すべきであるとの御意見をいただきました。

[資料 3 1 頁]

次に「経営力の強化」についてでございますが、「経営改善」につきましても、企業間の連携や合併などの企業形態を地域の実情を踏まえて経営に活かすということ、労働者に十分な賃金が支払われるように行き過ぎた重層下請構造の改善が必要との御意見をいただいております。

次に、「生産性の向上」でございますが、施工の平準化が可能な発注方式の採用、発注計画の公表を実施すべきであるとの御意見がありました。さらに、ICT を活用しての効率的な施工体制又は事務処理体制の構築すること、プレキャスト部材などの 2 次製品を活用して人的施工負荷を軽減すること、それらに関する情報の共有が必要であるとの御意見をいただいております。

[資料 3 2 頁]

続きまして、審議事項 2 「建設産業の担い手の育成・確保」についてでございますが、「建設業への関心の向上」として、初等教育段階の早いうちから、重機に触れる等の取組みをすべきであるという御意見がありました。また、科学技術としての建設業に関心を持ってもらうための取組みをすべきだという御意見もいただきました。

次に、「建設業への入職意欲の向上」につきましても、インターンシップや現場見学会、産学官連携による教育プログラムの利活用などの取組みが必要であるとの御意見をいただいております。

[資料 3 3 頁]

また、「建設業の魅力発信」として、県を中心に多様・多重な建設産業に関する情報を積極的にわかりやすく発信して行くべきとの御意見をいただきました。

次に、「処遇改善」につきましても、若手、女性が活躍できる環境を整備すべきであるが、急激にはなく徐々に継続して実施すべきであるとの御意見をいただきました。また、生活の質の向上、ワークラ

イフバランスへの配慮が必要との御意見も出されました。

以上で、前回御審議いただいた内容についての説明を終わります。  
御審議よろしくをお願いします。

中村会長

ありがとうございます。ただ今、前回審議させていただきました「建設産業の技術力・経営力の強化」、「建設産業の担い手の育成・確保」について、それぞれの課題に対する基本方針と施策について説明がありました。

既に、前回、様々な議論をさせていただいているわけですが、それについての県の行政として取組むべき施策という観点で、まとめていきたいと思えます。どちらかといえば、前回の議論を振り返る作業であると思えますので、まず、一番上の「建設産業の技術力・経営力の強化」の行政の取組むべき施策について見ていただきたいのですが、前回同様「技術力の強化」、「経営力の強化」の二つに分けて議論させていただければと思えます。お手元の資料を御覧いただきながら進めてまいりたいと思えます。これにつきましては、前回、議論させていただいておりますので、御意見をいただきました施策の、具体的に意見をいただければと思えます。

「技術力の強化」については、発注者の技術力の向上、受注者の技術力の向上、技術の伝承継承の3つについて、施策としてここに書かれている5つの施策があげられました。それぞれについて、いろんな御意見をいただいているわけですが、具体的施策について御意見をいただければと思えますので、よろしくをお願いします。

小野委員

資料に書いてあるとおりになんですが、昔、一時期、県職員の方が我々の職場に一定期間働きに来る、研修に来るという制度もございましたし、建設技術学院、その前に産業開発青年隊がございまして、これは建設企業の従業員だけではなくて、行政も参加するという機会がございました。そういった共通の公共事業等に対する意識を持つと、先ほど行政の縦割りについてお話ししましたが、そういうものもこういった研修、共通の研修をすることによって得られるものもあると思えます。こういうものを活かしていければいいのかなと思えます。

中村会長

それでは、時間もなくなってまいりましたので、私のほうから皆様からいただいた意見を紹介させていただいて、それを補足する意見、または、それに加えるべき意見がございましたら、御指摘いただくとということで進めさせていただければと思えます。

「技術力の強化」については、発注者側の技術力向上の視点で、前回小野委員から具体的な行政の施策としては、建設企業での一定期間の現場実習、訓練施設での教育訓練という意味でですね、受発注者、

つまり管理者側と受注者側で協働しながら発注者側のスキルをアップしていく方策が必要ではないかという御指摘がありました。野地委員からは、現場管理の現実と施工管理能力の開発を目的とした県職員によるモデル現場の施工というものもあっていいのではないかと御指摘がありました。

受注者側の技術力向上の視点では、資格取得に対する支援（機会や情報の提供）、技術習得に対する評価の充実という御指摘がありました。

それから、技術の伝承・継承については、産学官連携の取組みが必要だけれども、小野委員からベテランと新人の親子制度などへの支援・評価であったり、事例集のデータベース化、産官学連携の充実、受発注者間の若手技術者の連携といった形で技術の伝承をしていくとの方策の提案がございました。

これに加えるべき事項、または、これについての御意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に「経営力の強化」という観点で、まず、事業量の確保でございますが、先ほど二つの施策がございましたけれども、前回は、小野委員から少子高齢化社会に求められる社会資本の整備、歴史的価値のある施設の維持・修繕、膨大な社会資本ストックに対する危機感・見通しの情報を共有化して欲しい。野地委員からは、危機管理産業として各エリアに必要な建設労働力の把握し、今後予想される事業量と維持すべき労働力との比較というのが必要ではないかと御指摘がありました。これについては、今日もだいぶ議論しているかと思えますけれども、維持管理の部分であったり、情報の公表とか、発注状況の公表とかが重要な役割を果たすと思えます。

これについて、補足すべき事項、追加すべき事項はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。これについては、本日の議論も含めて具体的な施策にまとめていければと思います。

次に、情報のわかりやすい公開については、前回、SNSの活用、紙媒体の県の広報誌の活用などの御意見いただきましたが、これについて、補足すべき事項、追加すべき事項はございませんでしょうか。もう少し、具体的な施策が、方策があったほうが良いのではないかとと思うのですが、藤本委員いかがでしょうか。

藤本委員

はい、私は前回の議論に加わっていないので、申し上げる立場にないんですが、経営力の強化で情報の分かりやすい公開にあたるかわかりませんが、全般的なこととして建設業という名前の従来型のイメー

ジが良くないので、情報を発信する際、環境維持業、環境保護業といったように、イメージアップを織り交ぜて、名前を変えていくことも一つの方策なのかなと思います。

中村会長

ありがとうございます。情報の発信について、行政の側で配慮すべき事項があるとすればどういうことかについて、御意見ございませんでしょうか。

小松委員

危機管理の一部を担う建設産業として考えたとき、建設業のイメージアップを図れるところがあるのではないかと思います。東日本大震災の時にですね、警察・消防もちろんなんですが、自衛隊が相当全国から動員されて、昼夜を問わず活躍されたことで、すごくイメージが上がったと言われています。人々から地域から感謝されるということで自衛隊の方々の士気も上がっていました。建設業も関わっていたはずなんですが、残念ながらうまく表に出てこないというところでいくと、もっと公開をしながら、若手にもですが、就業者を増やすためにもそうでしょうし、広く一般社会に建設業が担っているものを情報発信していけるのではないかと思います。

中村会長

ありがとうございます。そのことと合わせてですけれども、様々な業種ごと情報発信はされているんです。もちろん建設業界も、若手の分野など様々な分野で情報発信はされているんですけど、そうしたタテの情報とヨコの情報が、どういうところにどういう情報が発信されているかというところ、ヨコ串的要素に県の情報公開が望まれることではないかなと思います。それから、今、藤本委員、小松委員から御指摘があった地域の維持管理や保全など、危機管理を担っている非常に重要な産業というところをアピールすることが重要であると思います。ヨコ串として、そういう情報がどこにあるか、県が集約して示していくこと、プラス、望まれている情報、データベース化して欲しい、新しい技術に関する情報とかに県が積極的に関与しなければならない。建設業が社会に貢献しているということを含めて、県がどういう情報を発信していくかというのが重要な役割という御指摘があったと思いますので、ヨコ串として果たす役割がいくつかあるかなと思います。前回、菊地委員からパソコンを見ないので、紙媒体で広報して欲しいとの意見がありましたけど、多様な媒体で情報発信していくことが重要だと思います。

次に、運転資金の確保についてですが、前回、中間前払制度や融資制度の活用促進ということがございましたけれど、これについては、高橋委員から県内の市町村への情報発信が非常に重要ではないかということと小野委員から前払制度特例措置の恒久化をしてはどうか、そ

れからセーフティネットへの加入勧奨、工事代金支払の迅速化の実施などの指摘がございました。

これについて、追加すべき事項、補足すべき事項はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは次に、経営改善については、施策としては、企業間の連携や合併などの企業形態を地域の実情を踏まえ経営を行う、重層下請構造の改善といった二つがございました。これについては、高橋委員から企業合併、企業再編に対する経費の一部補助を交付する、他県の例を踏まえて御指摘がありました。菊地委員からは、中小・零細下請業者が廃業にならないような施策を実施することが必要ではないかと。小野委員からは、入札制度の見直し、下請次数の制限などの御意見をいただきました。

これについて、追加する事項、補足する事項ございませんか。

よろしいでしょうか。

次の生産性の向上について、施工の平準化可能な発注方式や発注計画の公表、本日の維持管理についての審議とも関連する事項かと思えます。ICTを活用して効率的な施工体制又は事務処理体制を構築する。プレキャスト部材などの二次製品を活用して人的施工負荷を軽減する、情報の共有という施策の下で、小野委員から生産システムにおける受発注者の役割分担の見直し、適正な歩掛・単価・工期の設定、書類の簡素化などがございました。本日の議論とも関連していますので、総合的に取りまとめることが必要かなと思えます。

これについて、追加する事項ございませんでしょうか。

時間がまいりましたので、行政の取り組むべき施策として1番目の建設産業の技術力・経営力の強化についてですね、前回のことを踏まえてまとめさせていただきましたが、こういった方向性でよろしいでしょうか。

本来、今日審議すべきでした建設産業の担い手の育成・確保、本日審議させていただきました社会資本の適切な維持管理・更新への対応についての行政が取り組むべき施策については、次回に回させていただきます。

### (3) その他

中村会長

それでは、(3)の議案でございます「その他」ですが、事務局、何かありますでしょうか。

鈴木主幹

第4回審議会の開催時期は8月の予定でございますが、日程につきましては、改めて調整をさせていただきますので、よろしくお願

	<p>いたします。</p> <p>これで、本日の議事を終了します。スムーズな進行に御協力いただきありがとうございます。</p>
菊地委員	<p>ちょっと教えて欲しいことがあります。藤本委員がネーミングのことで仰ったことが面白いと思いました。例えば、建設業、建設産業というのをネーミングで変えたとしたら、全国的な統一という意味では難しいことなのではないでしょうか。</p>
中村会長	<p>法的な意味でいう建設産業の定義を全国的に変えるのは非常に難しいのではないかと思います。</p>
菊地委員	<p>地域だけで変えるのは難しいんでしょ、法律なんですね。</p>
中村会長	<p>予算的な枠組みは、法体系に基づいて行われているので、正式な名称を変えるというのは、なかなか大変とは思いますが、通称として変えていくととがある程度必要ではないかという御意見だと思います。藤本委員いかがでしょうか。</p>
藤本委員	<p>法的には、産業構造審議会などで5年に1回審議するんですかね、そこで、名前を変えていくのは恐らく相当の議論があると思いますので、それは難しいと思います。例えば、空港は、高知空港が高知龍馬空港というように、それに近いネーミング、わかりやすいものに変えていくという意味でお話しさせていただきました。</p>
中村会長	<p>公称ではなく通称、俗称については、いろいろネーミングを変えていくことは可能ではないかと思います。たとえば、新しい橋や名前がついていないもののネーミング、最近、福島県内でも行われていますので、公称は変えるのは難しいですが、通称は変えることはできるので、今後議論していくことなのではないかと思います。</p>
菊地委員	<p>わかりました。</p>
鈴木主幹	<p><b>3 閉 会</b></p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、長時間にわたり御審議いただきありがとうございます。</p> <p>以上をもちまして、第3回福島県建設業審議会を閉会させていただきます。ありがとうございます。</p>

平成28年6月17日